

遊漁船業の適正化に関する 法律の改正について

令和6年6月6日

会場:神奈川県庁本庁舎

大会議場

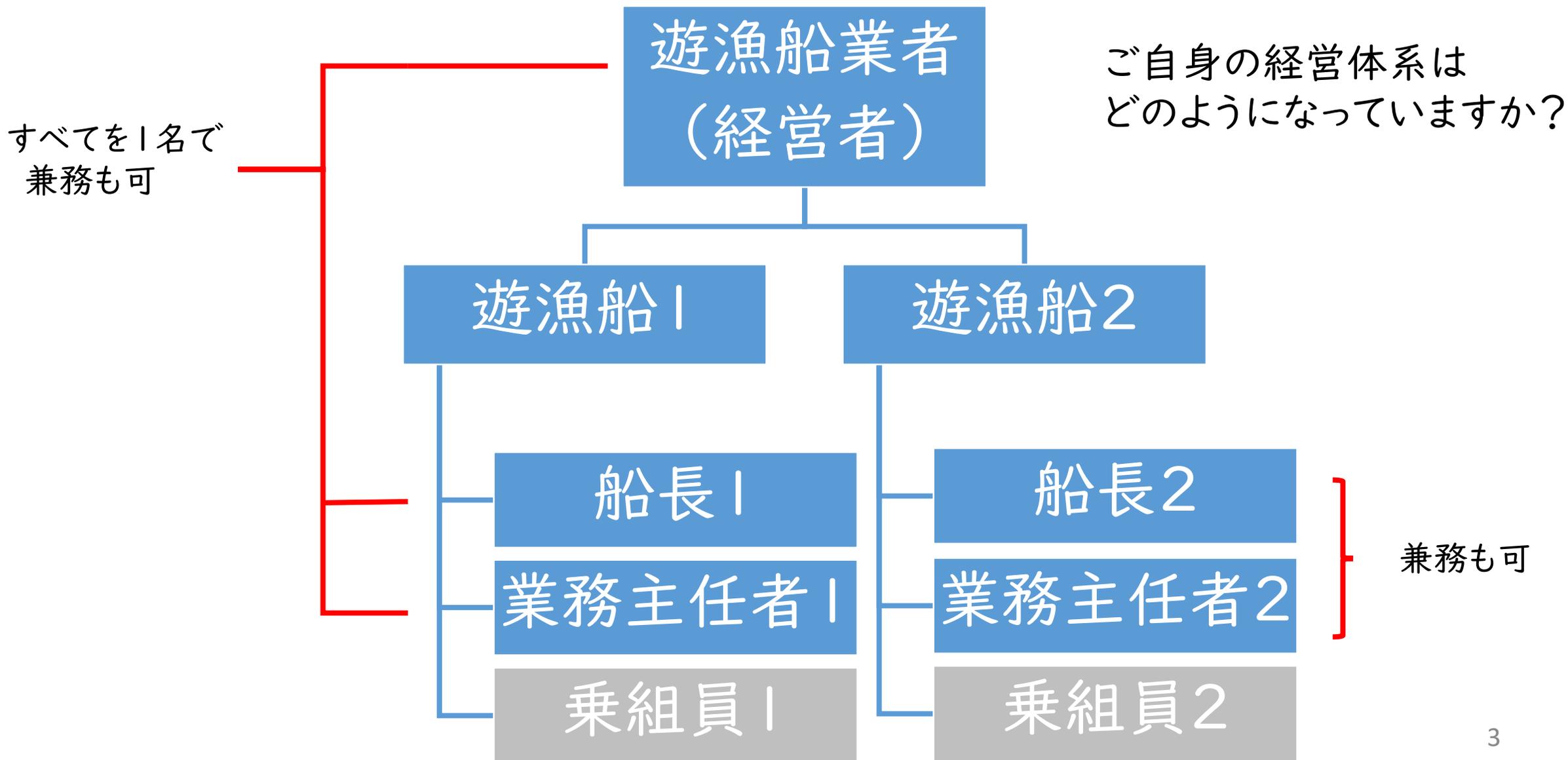
13時00分開場 13時30分開始

神奈川県 環境農政局 農水産部 水産課

遊漁船業の適正化に関する法律 –主な改正点–

- (1) 新たな業務規程の作成
- (2) 遊漁船業務主任者の新たな責務等
- (3) 損害賠償措置（保険）について
- (4) 重大な事故が発生した際の県への報告
- (5) 利用者の安全確保等に関する情報の公表
- (6) 遊漁船業者登録票のインターネットでの掲示
- (7) 登録要件の厳密化と罰則の引上げ
- (8) 協議会制度について

遊漁船の経営体制について



遊漁船業の適正化に関する法律 –主な改正点–

(1) 新たな業務規程の作成

- (2) 遊漁船業務主任者の新たな責務等
- (3) 損害賠償措置（保険）について
- (4) 重大な事故が発生した際の県への報告
- (5) 利用者の安全確保等に関する情報の公表
- (6) 遊漁船業者登録票のインターネットでの掲示
- (7) 登録要件の厳密化と罰則の引上げ
- (8) 協議会制度について

業務規程とは・・・

- **遊漁船事業者（経営者）が営業する際の規範**となるものです。
国（農水省）が定める基準に適合するものを
各事業者が自ら定めることが、法律で義務付けられています。

事業者及び従業者はこの規程を遵守してはなりません。

- 自身で定めた業務規程に違反した場合、
業務改善命令等行政処分の対象となることがあります
- 作成から運用まで、**各事業者が責任を負うもの**です。

(1) 新たな業務規程の作成

現在登録している事業者も含め、すべての事業者において
令和6年10月1日までに新しい業務規程を県に届け出なければならない

<従来>

- 登録後、開業までに提出すればよい
- 内容について、行政（県）が強制的に変更させることはできない

<改正後> 令和6年4月1日以降

- 新規登録又は更新登録の際に申請書と合わせて提出する
- 申請書の添付書類（審査対象）となり、**利用者の安全確保等についての内容が基準に適合しない場合には、新規登録や更新登録が拒否される**
（登録更新の度に毎回提出）

業務規程の新たな記載内容について

①船長、遊漁船業務主任者の確保

- 遊漁船の数等に応じて船長、遊漁船業務主任者、乗組員等を確保し、記載することが必要となる

<例>同時に運行する遊漁船2隻を所有する場合は、遊漁船業務主任者及び船長がそれぞれ2名必要（船長兼業務主任者も可）

②連絡責任者の選任 【別表1】

- 海難時などに海上保安庁等と連絡を行える者（連絡責任者）を明記する。連絡責任者は、営業中洋上にいる船長や遊漁船業務主任者ではなく、**陸上にいる人を選任することが必要**となる

業務規程の新たな記載内容について

③案内する漁場の位置とその漁場における安全管理の構築

【別表2】

- 利用者を案内する漁場を明記
- 利用者を立入禁止の場所に案内しない旨を明記
- 漁場における、安全管理の体制（周囲の見回り、瀬渡しの場合の定期的な巡回等）を定めることが必要。

※業務規程に記載された瀬渡し先が、その場所の管理者によって立ち入り禁止とされている場合は、その業務規程は受理できず、登録も拒否となります。

※立ち入り禁止場所への瀬渡しが発覚した場合、業務改善命令・登録取り消し等の行政処分の対象となる可能性があります。

業務規程の新たな記載内容について

④通信設備や救命設備等の搭載 【別表4】

- 利用者の安全確保のための通信設備や救命設備を記載することが必要となる。なお、船舶安全法関連法令により、遊漁船など旅客を搭載して事業に使用される船舶の一部について、改良型救命いかだ等、非常用位置発信装置、無線設備の搭載が義務付けられることになる
見込みである

→ 遊漁船業への適用日・経過措置について
国交省・水産庁にて、検討中

業務規程の新たな記載内容について

⑤救命胴衣の着用 【別表6】

- 救命胴衣の着用について定めることが必要となる。利用客に救命胴衣を着用させた状態で乗船させること、乗船中は船室外では常に着用させること等を記載する。

⑥出航前検査の実施、乗務記録の作成・保存

【別表5の1、別記様式第2号】

- 出航前の船長による船舶や機器等の検査の実施、業務主任者によるその確認・記録、**遊漁船業者による記録の保存（1年間）**について定める。また、遊漁船業務主任者は**乗務記録を作成し、遊漁船業者は保存（1年以上）**することを定める。

業務規程の新たな記載内容について

⑦飲酒等の禁止 【別表5の2】

- 出航前に船長、遊漁船業務主任者、乗組員の酒気帯びについて確認し、酒気帯びの者は業務に従事させないことを記載することが必要となる。**(アルコールチェッカーによる確認が必須)**

⑧出航中止基準の作成、出航中止の判断 【別表7】

- これまでと同様、営業海域に応じた明確な出航中止基準を定める。出航中止基準に達しない状況であっても、状況に応じて、**船長及び遊漁船業務主任者の意見を聞き**、出航を見合わせる旨を定め、実行することが必要となる。

業務規程の新たな記載内容について

⑨従業員の教育 【別記様式第3号】

- 遊漁船業務主任者や船長に講習を受講させる等、従業者に対する地域の気象・海象や、漁場の利用ルール等の教育の実施について記載することが必要となる。
- 船員法の規定による「小型船舶(20トン未満)の乗組員に対する教育訓練実施」も必要

<まとめ> 業務規程の新たな記載内容について(1)

別表の番号 (色つきはネットで公開)	主な記載内容(赤字はスライドで説明した内容)	備考
別表1	業務の実施体制について	
	船長・業務主任者の確保 連絡責任者の選任	同時に運航する遊漁船数以上を確保 営業時は必ず陸上にいなければならない
別表2	案内する漁場の位置・安全管理体制について	船釣り・瀬渡し等業態ごとに記載
別表3	遊漁船の係留場所・利用者の乗降場所について	係留場所等の管理者も記載
別表4	遊漁船について	
	適切な通信設備の設置 適切な救命設備の設置	国交省・水産庁にて検討中 国交省・水産庁にて検討中
別表5の1	出港前の検査について	
	出航前検査の実施(船長)及び確認・記録の作成 (業務主任者)・保存(業者) 乗務記録の作成(業務主任者)・保存(業者)	保存期間は1年以上 保存期間は1年以上
別表5の2	出港前の船長・従業者への酒気帯び・健康状態の確認について	
	出航前の乗組員(船長・業務主任者等)の酒気帯びの確認 出航前の乗組員(船長・業務主任者等)の健康状態の確認	アルコールチェッカーによる確認必須

<まとめ>業務規程の新たな記載内容について(2)

別表の番号 (色つきはネットで公開)	主な記載内容(赤字はスライドで説明した内容)	備考
別表6	安全確保のため船長・業務主任者の遵守事項について 救命胴衣の着用	遊漁船に乗り込むときから着用させる
別表7	出港・帰港基準について 出港中止基準・帰港基準を定める 出港中止基準に達しなくても、状況により出港を中止する	必ず設定すること 業務主任者の意見を聞くことも必要
別表8	気象または海象等が悪化した場合の対処について	避難港等を記載
別表9	事故等が発生したときの連絡方法について	
別表10	情報を収集すべき事項について	
別表11	安全の確保のため周知すべき内容及び方法	
別表12	公表する情報について	損害賠償保険・業務改善命令について公表
別表13	法第16条に基づく周知の内容及び方法等	
別記様式1号	重大事故の報告書様式	重大事故発生時には報告必須
別記様式2号	乗務記録の様式	
別記様式3号	実務研修の記録様式(従業員への教育)	業態ごとに1日5時間以上・30日以上

業務規程の変更について

事前の届出が必要になります

- 業務規程の変更をするときは、**業務規程の変更の日※までに届けてください**

- 提出書類

業務規程変更届出書（第六号様式）

変更後の業務規程

※事前に予測が出来ない、又は困難な事柄については、
速やかに届けて下さい

業務規程の変更後は・・・

必ず新たな業務規程で定めた内容に従って、
業務を行ってください

- 業務規程は、**必ず営業所及び遊漁船に備え置き**、
提示を求められた場合は速やかに提示できるようにしてください
(営業所での備え置きは電子的手段※によるものでも構いません)

※パソコン内やタブレット端末内等

遊漁船業の適正化に関する法律 –主な改正点–

(1) 新たな業務規程の作成

(2) 遊漁船業務主任者の新たな責務等

(3) 損害賠償措置（保険）について

(4) 重大な事故が発生した際の県への報告

(5) 利用者の安全確保等に関する情報の公表

(6) 遊漁船業者登録票のインターネットでの掲示

(7) 登録要件の厳密化と罰則の引上げ

(8) 協議会制度について

(2) 業務主任者の新たな責務等 -乗船前-

① 出航前の検査等

- 利用客に救命胴衣を着用させた状態で乗船させることや、出航前に船舶及び設備の点検をしたり、乗組員全員に酒気帯びや体調不良等がないかの確認・記録を行い、遊漁船業者に提出する。

② 出航判断等に関する意見

- 遊漁船業者による出航判断に対して、自らの経験や気象・海象の予測情報等に基づき、必要な意見を述べることが必要となる。

(2) 業務主任者の新たな責務等 -乗船中-

※業務主任者は必ず乗船して業務を行わなければならない

③利用者に対する安全確保のための指導・助言

- 釣りに関する指導・助言に加え、安全確保のために必要な指導・助言（乗船中に守るべき行動など）をすることが必要となる。**瀬渡し等の場合は、特に重要。**

④瀬渡し等の場合の安全管理（巡回等）

- 磯渡し、筏渡し、防波堤渡し等の「瀬渡し」を行う場合、利用者を遊漁船から下船させたあとも、「あとは釣り人の責任」ではなく、**漁場付近での監視や定期的な巡回等を行うなど、利用者の安全管理を実施する**ことが必要となる。

(2) 業務主任者の新たな責務等 -乗船後-

⑤ 乗務記録の作成

- 気象・海象の状況や案内した漁場、発生した事故等、日々の営業の状況を記録する「乗務記録」を作成し、遊漁船業者に提出することが必要となる。

⑥ 資源管理推進に関する取組への協力

- 遊漁者に対しても採捕制限や採捕報告義務があるクロマグロのような魚種について、ルールの遵守を利用者へ指示
- クロマグロ以外の魚種についても適切な資源管理のため、行政機関への採捕量の報告を促す

<まとめ>業務主任者の責務等について

タイミング	作業
乗船前	出航前の船舶・乗降施設の点検（不具合がある場合には報告等）と記録
	乗務員全員の酒気帯び・健康状態のチェックと記録
	利用客に乗船前から救命胴衣を着用させる
	出港に関して遊漁船業者への必要な意見を述べる
乗船中	釣りに関する指導・助言
	安全確保（守るべき行動）に関する指導・助言
	周囲の監視・警戒等安全のための情報収集
	瀬渡しの場合、漁場付近での監視や定期的な巡回
	気象・海象等の状況が悪化した場合や海難等が発生した場合の連絡責任者等への連絡
	資源管理推進に関する取り組みへの協力
乗船後	乗務記録の作成及び遊漁船業者への提出

遊漁船業務主任者になるために必要な研修について

①実務研修の必要日数の延長

- 業務主任者に選任されるために必要な実務研修の日数が、**従来の10日間から30日間(1日あたり5時間以上は変わらず)に延長**される。また、従事する業態(船釣り、瀬渡し、漁業体験等)ごとの研修をそれぞれ受ける必要がある。

②実務研修の内容についての基準

- 水産動植物の採捕に係る利用者の安全管理、漁場の選定、気象又は海象の状況が悪化した場合の対応等について研修することに加え、**研修の内容が身についているかを確認するために習熟度の確認を行う。**

③実務研修の実施者について

- 遊漁船業務主任者として**1年以上の実務経験を有するものでなければ、研修の実施者になれない。**また**研修後は記録を作成する。**

業務主任者の欠格要件について

「欠格」とは・・・資格がないこと

①欠格期間の延長

- ・知事の業務改善命令により遊漁船業務主任者を解任された場合、遊漁船業務主任者になることができない期間が従来の**2年間**から**5年間**に延長された。

②欠格要件の追加

- ・従来の欠格要件※に加え新たに次に該当する者についても、遊漁船業務主任者になることができなくなる。

船員法に違反して罰金刑を受けた者、処分逃れの廃業をした者、関連法人が登録

取消処分を受けた者、暴力団員である者又は5年以内に暴力団員であった者

※登録取消処分を受けた場合、禁固以上の刑を受けた場合、遊漁船業法・漁業法等の関係法令により罰金刑を受けた場合など **(欠格期間5年間)**

遊漁船業の適正化に関する法律 –主な改正点–

- (1) 新たな業務規程の作成
- (2) 遊漁船業務主任者の新たな責務等
- (3) 損害賠償措置(保険)について
- (4) 重大な事故が発生した際の県への報告
- (5) 利用者の安全確保等に関する情報の公表
- (6) 遊漁船業者登録票のインターネットでの掲示
- (7) 登録要件の厳密化と罰則の引上げ
- (8) 協議会制度について

(3) 損害賠償措置（保険）について

①損害賠償金額の引上げ

- 従来は旅客定員1人あたり3,000万円以上の損害賠償措置（保険）を備える必要があったが、改正後は令和7年3月31日までに利用定員1人あたり5,000万円以上のものを備えなければならない。

②「利用定員」について

- 磯渡し、筏渡し、防波堤渡し等において、複数回往復することで遊漁船の旅客定員以上の人数の瀬渡しが可能となる。
- 「利用定員」とは「瀬渡しを行う場合に同時に漁場（遊漁船内含む）にいる最大人数」のこと。
- 今後想定される最大の「利用定員」で1人あたり5,000万円以上の損害賠償措置を備える必要がある。

利用定員の具体例 –旅客定員10名の場合–

【例1】沖の防波堤に3往復して最大30名を同時に渡す

→同時に防波堤にいる最大人数の**30名**

【例2】第1便で最大10名を磯Aに渡し、第2便で最大10名を磯Bに渡す

→同時に磯Aと磯Bにいる最大人数の**20名**

【例3】第1便で最大10名を防波堤に渡す

第2便で最大10名を同じ防波堤に渡すが、その帰途で第1便の10名を連れ帰る

→同時に防波堤と遊漁船にいる最大人数の**20名**

【例4】沖合の防波堤に最大10名を渡し、その後別途利用者を乗せ同時に釣りも行う

→同時に防波堤と遊漁船で釣りをさせる最大人数の**20名**

遊漁船業の適正化に関する法律 –主な改正点–

- (1) 新たな業務規程の作成
- (2) 遊漁船業務主任者の新たな責務等
- (3) 損害賠償措置（保険）について
- (4) 重大な事故が発生した際の県への報告
- (5) 利用者の安全確保等に関する情報の公表
- (6) 遊漁船業者登録票のインターネットでの掲示
- (7) 登録要件の厳密化と罰則の引上げ
- (8) 協議会制度について

(4) 重大な事故が発生した際の都道府県への報告

- 重大な事故※が発生した場合、事故の発生後すみやかに都道府県に事故の内容等を報告することが**義務化**された。
- 業務規程例[別記様式I](#)にて提出。
報告を行わなかった者、又は虚偽の報告をした者は50万円以下の過料が科せられる可能性
→ 過料となった場合、次回更新の登録期間が3年に短縮

※ 衝突、乗揚げ、転覆、滅失、火災等、遊漁船又は遊漁船以外の施設の損傷が発生した場合。

※ 死亡者、行方不明者又は負傷者(11日以上医師の治療を要する傷害を受けた者)が生じた場合。

遊漁船業の適正化に関する法律 –主な改正点–

- (1) 新たな業務規程の作成
- (2) 遊漁船業務主任者の新たな責務等
- (3) 損害賠償措置（保険）について
- (4) 重大な事故が発生した際の県への報告
- (5) 利用者の安全確保等に関する情報の公表
- (6) 遊漁船業者登録票のインターネットでの掲示
- (7) 登録要件の厳密化と罰則の引上げ
- (8) 協議会制度について

(5) 利用者の安全確保等に関する情報の公表

• 下記の情報をインターネットで公表※することが必要となる

(1) 各遊漁船業者において利用者の安全の確保及び利益の保護を図るために講じた又は講じようとする措置 【業務規程:別表4、6、7、8、10、11】

(2) 利用者に対する損害賠償措置の契約内容 【業務規程:別表12】

(3) (業務改善命令を受けた場合のみ) その業務改善命令の内容とその命令に基づき講じた又は講じようとする措置 【業務規程:別表12】

※常時使用する従業者が1人以下(連絡責任者含む)又は自社ホームページを持たない場合は営業所への掲示等が可能

遊漁船業の適正化に関する法律 –主な改正点–

- (1) 新たな業務規程の作成
- (2) 遊漁船業務主任者の新たな責務等
- (3) 損害賠償措置（保険）について
- (4) 重大な事故が発生した際の県への報告
- (5) 利用者の安全確保等に関する情報の公表
- (6) 遊漁船業者登録票のインターネットでの掲示
- (7) 登録要件の厳密化と罰則の引上げ
- (8) 協議会制度について

(6) 遊漁船業者登録票のインターネットでの掲示

- 従来、営業所及び遊漁船に掲示することとされていた遊漁船業者登録票について、原則インターネットにより公表することが必要となる（営業所及び遊漁船での掲示も引き続き必要）

※常時使用する従業者が1人以下か自社ホームページを持たない場合は、従来の掲示方法で可とする

遊 漁 船 業 者 登 録 票	
氏名又は名称	
登録番号	
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
営業所の所在地	
遊漁船の名称	
遊漁船業務主任者の氏名	
損害賠償措置の保険期間	年 月 日から 年 月 日まで

遊漁船業の適正化に関する法律 –主な改正点–

- (1) 新たな業務規程の作成
- (2) 遊漁船業務主任者の新たな責務等
- (3) 損害賠償措置（保険）について
- (4) 重大な事故が発生した際の県への報告
- (5) 利用者の安全確保等に関する情報の公表
- (6) 遊漁船業者登録票のインターネットでの掲示
- (7) 登録要件の厳密化と罰則の引上げ
- (8) 協議会制度について

(7) 登録要件の厳密化と罰則の引上げ

①登録の有効期間の短縮

- 通常の登録期間は5年だが、以下の通り、短縮となる。

事業停止命令を受けた者 1年

業務改善命令を受けた者等 3年

➤ 次回の更新登録時に適用される

②新規登録・更新登録時の欠格期間の延長と登録拒否要件の追加

- 欠格期間（処分等により新規登録・更新登録ができなくなる期間）が従来の2年から5年に延長される。また、船員法違反、処分逃れのための廃業、
関連企業が取消処分、暴力団員等の登録拒否要件が追加となる。

(7) 登録要件の厳密化と罰則の引上げ

③業務改善命令違反に対する罰則の引上げ

- 都道府県知事による利用者の安全に係る業務改善命令に違反した場合は、下記の通り。従来よりも重い罰則（懲役を含む）がかかるよう改正された。

[罰則一覧](#)

	改正前	改正後
個人	100万円以下の罰金	1年以下の懲役または150万円以下の罰金
法人		1億円以下の罰金

遊漁船業の適正化に関する法律 –主な改正点–

- (1) 新たな業務規程の作成
- (2) 遊漁船業務主任者の新たな責務等
- (3) 損害賠償措置（保険）について
- (4) 重大な事故が発生した際の県への報告
- (5) 利用者の安全確保等に関する情報の公表
- (6) 遊漁船業者登録票のインターネットでの掲示
- (7) 登録要件の厳密化と罰則の引上げ
- (8) 協議会制度について

(8) 協議会制度について

地域の水産業との調和のとれた遊漁船業の振興に向けて、都道府県知事が地域の遊漁船業者、遊漁船業団体、漁業者等を構成員とした協議会を組織できる制度が創設された。

<協議内容の例>

- ・事故発生時の救助体制等の地域セーフティネットの構築
- ・地域における出航の可否判断の統一基準
- ・地域の漁業者や遊漁船業者間での操業や漁場利用に関するルールの策定や、トラブルの解決
- ・遊漁の資源管理に対する協力体制やルールづくり

→ **※協議会を設置する方向で、検討していきます。**

その他：業務規程の提出にあたって

業務規程変更届出書（新様式）に、
業務規程（条文、別表1～13）を添えて
提出してください。

注：業務規程に記載されている内容の根拠となる書類を添えていただく場合があります。